

「第2次刈谷市環境基本計画（案）」に対する意見募集結果

【意見募集期間】

平成26年12月1日（月）～平成27年1月5日（月）の36日間

【計画案の閲覧場所】

刈谷市ホームページ、市政情報コーナー、環境推進課、市民交流センター、各市民センター（東刈谷・富士松・小垣江・北部）、各生涯学習センター（南部・北部）、総合文化センター、各図書館（中央・城町・富士松）、生きがいセンター、高齢者福祉センター（ひまわり）、一ツ木福祉センター

【意見の提出ができる人】

市内在住、在勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本計画に利害関係を有する人

【意見募集結果】

「第2次刈谷市環境基本計画」を策定するにあたり、その案を公表し、広く意見を募集した結果、3通12件の意見をいただきました。

これらの意見の提出状況と刈谷市の考え方は次のとおりです。

◆意見提出状況

意見提出方法	人数・団体数（通）	件数（件）
直接持ち込み	0	0
郵送	1	1
Eメール	1	10
FAX	1	1
合計	3	12

◆提出された意見と市の考え方

1 目標値について

	意見	市の考え方
1	「太陽光発電・太陽熱利用システムを設置した住宅戸数」の目標値 7,000 戸は高くないか。	目標値については、これまでの推移や関連計画等を踏まえて、意欲的な設定をしており、目標達成に向けて取組を進めます。 【25ページ】

2 環境保全について

	意見	市の考え方
2	犬のフンの放置が多くて困っている。犬のフンの放置が多い場所に看板をとりつけ、減らしてほしい。	犬のフンの放置については、飼い主のマナーやモラルによるところが大きいと考えているため、犬のフン放置禁止の看板の設置や配付、狂犬病予防注射接種時にマナーに関する小冊子・フンを持ち帰るための袋の配付等、飼い主への啓発を行うことにより、マナーやモラルの向上を図ります。 【31、32ページ】

3 自然共生について

	意見	市の考え方
3	P32の「⑥身近な自然環境の保全・創出」に、外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）について記載すべきではないか。	P48の「絶滅のおそれのある動植物種の保護及び外来種対策」に記載のとおり、外来生物被害予防三原則も含め、外来種対策の普及啓発を進めます。 【48ページ】
4	P38の「⑤自然環境に配慮した事業活動・事業所づくり」に工場緑化、生態系ネットワークについて加えてほしい。	ご意見を踏まえ、「⑤自然環境に配慮した事業活動・事業所づくり」の主な施策に「工場立地法に基づく緑地の確保」を追記します。なお、生態系ネットワークの創出については、P46の「生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全・創出」に記載しております。 【38、46ページ】
5	P38のコラム内にある(株)デンソーの刈谷ハイウェイオアシス周辺の緑化活動は、自然環境に配慮した事業所づくりというより、協働の取組内容であり、他の例の方がいいのではないか。	ご意見を踏まえ、コラムの表題の「自然環境に配慮した事業所づくり」を「事業者による自然環境に配慮した活動」に修正します。 【38ページ】

	意見	市の考え方
6	P42の「2）建築物の省エネルギー性能の向上」の主な施策として、屋上緑化・壁面緑化を加えてはどうか。	P32の「家庭で花や緑を育てる取組の推進」およびP38の「自然環境に配慮した事業所づくり」の主な施策として、民有地緑化補助やグリーンカーテンコンテスト等を記載しており、屋上緑化・壁面緑化を含め、民有地の緑化を進めます。 【32、38ページ】
7	P46の「1）緑・水辺の保全・創出」の主な施策として、工場立地法等による緑化の活用を加えてほしい。	ご意見を踏まえ、P38の「1）自然環境に配慮した事業所づくり」及びP46の「1）緑・水辺の保全・創出」の主な施策として、「工場立地法に基づく緑地の確保」を追加します。 【38、46ページ】
8	P47の「3）生態系ネットワークへの配慮」の取組内容として開発許可制度の活用、公営住宅等の植栽活用、ポケットパークの創出を加えてはどうか。	P46の「1）緑・水辺の保全・創出」等に記載のとおり、民有地の緑化や公園の整備等により、生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全・創出を進めます。 【46ページ】

4 環境にやさしい人づくりについて

	意見	市の考え方
9	エコドライブ講習会を実施してほしい。また、大人だけでも参加できるエコクッキング講座を開催してほしい。	誰もが楽しみながら学べる環境学習講座の開催に努めます。 【50ページ】
10	P50の「①環境にやさしい人づくり」の取組方針の4行目及びP52のコラム内の環境教育を自ら進んで行う「環境学習」に修正してほしい。	教える側の場合は環境教育という言葉を使用しています。なお、自ら学ぶ側の場合は環境学習という言葉を使用し、使い分けています。 【50、52ページ】
11	P51の「2）子どもたちへの環境教育の実施」の主な施策として、外来種対策の普及啓発を加えてほしい。	子どもたちに対して、外来種の問題を含め、環境について学び、体験し、考えることのできる環境教育の推進に努めます。 【51ページ】
12	P52の「3）指導者の育成」の「環境教育、環境活動を行う指導者・リーダー」を「環境教育、環境学習活動を行う支援者・リーダー」に修正するとともに、環境支援員のコラム内の「平成22年度に第2期生」の部分を削除し、「川の水質調査」を「川の水質調査・生きもの調査」に修正してほしい。	ご意見を踏まえ、「環境教育、環境活動を行う指導者」および「川の水質調査・生きもの調査」に修正します。 【52ページ】